

令和 4 年

# 社会文教常任委員会会議録

令和 4 年 7 月 8 日

田上町議会

令和4年第2回定例会  
社会文教常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年7月8日 午前8時57分
- 3 出席委員
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君  | 10番 | 熊倉正治君 |
| 2番 | 小野澤健一君 | 11番 | 松原良彦君 |
| 3番 | 品田政敏君  | 12番 | 池井豊君  |
| 7番 | 中野和美君  |     |       |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |                     |      |               |      |
|---------------------|------|---------------|------|
| 町 長                 | 佐野恒雄 | 町民課長<br>会計管理者 | 本間秀之 |
| 副町長                 | 吉澤深雪 | 保健福祉課長        | 田中国明 |
| 教育長                 | 安中長市 | 教育委員会<br>事務局長 | 時田雅之 |
| 産業振興課長<br>農業委員会事務局長 | 佐藤正  |               |      |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第 5号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について
- 承認第 6号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について
- 承認第 7号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第15号）の

報告について中

第1表 歳出の内

4款 衛生費

10款 教育費

第2表 繰越明許費補正

承認第 8号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について中

第1表 歳出の内

4款 衛生費

承認第 9号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について中

第1表 歳出の内

4款 衛生費

10款 教育費

議案第29号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中

第1表 歳出の内

2款 総務費（1項6目、2項、3項）

3款 民生費

4款 衛生費

10款 教育費

議案第31号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について

議案第32号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

---

午前8時57分 開 会

---

社会文教常任委員長（池井 豊君） 皆さん、おはようございます。社会文教常任委員会を始めたいと思います。

本日、6月定例会の所管事務調査になっております。盛りだくさんで、さもいっぱいあって時間がかかりそうで、何か事務局も弁当を取ったそうなのですが、私個人的には午前中にしっかり終わらせて、お弁当を食べて帰るぐらいの勢いでいきたいと思いますので、皆さん、ちゃんと闊達なご意見交換はお願いしたいと思いますが、スムーズな進行にご協力いただければと思っております。では、よろしくお願ひします。

副町長からご挨拶お願ひします。

副町長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。社会文教常任委員会ということで、付託議案の審査、委員長おっしゃったとおり盛りだくさんありますが、またこの後、連合審査会も予定されておりますので、慎重審議のほうをよろしくお願ひいたします。

以上であります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 本委員会に付託されました案件は、承認第5号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について、承認第6号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について、承認第7号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第15号））の報告について中、第1表、歳出のうち、4款衛生費、10款教育費、第2表、繰越明許費補正、承認第8号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について中、第1表、歳出のうち、4款衛生費、承認第9号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について中、第1表、歳出のうち、4款衛生費、10款教育費、議案第29号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中、第1表、歳出のうち、2款総務費（1項6目、2項、3項）、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第31号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第32号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてです。

今ほど総務産経常任委員長より承認第7号のうち、4款衛生費、1項保健衛生費、

6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費、議案第29号のうち、4款衛生費、1項保健衛生費、5目新型コロナウイルス対策費について、連合審査の申入れがありました。いかがいたしましょうか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) それでは、総務産経常任委員会との連合審査会の開催につきまして、総務産経常任委員長の申入れに同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認め、連合審査会を開催することについて受け入れたいと思います。

それでは、ここでしばらく休憩します。

午前 9時00分 休 憩

---

午前11時02分 再 開

社会文教常任委員長(池井 豊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、承認第5号を議題とします。

執行の説明をお願いします。

町民課長(本間秀之君) お疲れさまです。それでは、承認第5号、専決処分の報告について議案書の8ページをお願いします。

承認第5号で専決処分の報告についてですが、田上町税条例等の一部を改正する条例ということで、町長の提案理由にもありましたとおり、令和4年3月31日付けで地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする内容が含まれていることから、例年のことではございますけれども、田上町税条例の一部改正について、やむなく専決させていただいたものでございます。

それでは、今回の改正のポイントについて説明をさせていただきたいと思います。まず、個人住民税についてですけれども、1点目は株式の配当及び譲渡所得について、これまで所得税と住民税で異なる申告方式を選択することができましたが、令和6年1月1日付けで令和5年分の課税からになりますけれども、所得税、住民税と同じ申告方式を選択するという改正となります。

なお、この改正に伴いまして、これまで所得税は総合課税もしくは申告分離課税を選択、住民税では申告不要制度を選択していた方については、今後、国民健康保険税や介護保険料など住民税の所得を基に課税されていたものに影響が生じる可能

性がございますけれども、年収額の差によるところが大きいので、現時点で影響額等がどの程度生じるかというのは不明なものになっております。

2点目が、年末調整等で提出する扶養親族等の申告書について、被扶養者に退職手当等の所得があった場合に、氏名を記載するための様式変更をするための改正ということになっております。

それで、3点目が住宅ローン控除の期限について、令和3年末までの入居というものであったものから、令和7年末までの入居に延長し、併せて控除期間を13年間の延長、控除限度額を7%から5%に戻すという内容の改正となっております。

4点目が、固定資産税において、まず固定資産税関係の証明書に記載される住所について、DV、ドメスティックバイオレンスの要支援者から申出があった場合、他の親族や支援団体の住所を記載することが可能となるよう、併せてその措置を行ったとしても手数料が変わらないという改正等を行うものと。それから、商業地等で地価の上昇した土地の固定資産税について、令和4年度に限り激変緩和措置として、現行の5%から2.5%に緩和するための改正ということになっております。

なお、株式関連の改正を除いて、今回の改正に伴う税負担及び町への負担が増えるということは考えておりませんので、お願いします。

それでは、改正の内容を説明いたしますので、議案書の資料ナンバー1のほうと、お手元に既に配付しております承認第5号参考資料、田上町税条例等の一部改正の概要という、A4の資料についてお手元に用意していただきたいと思っております。まず、参考資料の番号①の部分を御覧ください。横の資料ナンバーの欄が議案書の資料ナンバーと対応しておりますので、よろしく申し上げます。資料ナンバー1の第9条の2、資料ナンバー11及び12の第61条の2、それから、第61条の3の改正についてですけれども、こちらの部分が固定資産税の証明書において、DV被害の要支援者の方から申出があって住所等の記載の変更をしたとしても、手数料を変更しないというものの内容の改正になります。

続きまして、参考資料のほうの②、資料ナンバーは1と2、第21条第4項及び第6項の部分になります。こちらの部分が株式の配当及び譲渡所得の申告方法を所得税と住民税で同じ課税方式を適用するといった内容になりまして、これまで株式等の申告においては他の所得と合算して申告する総合課税、もしくはそれぞれ計算する申告分離課税、源泉徴収されている場合は申告不要の3つの中、任意で選択することができました。また、所得税と住民税において別々の課税方式を選択することもできましたが、それですと、それぞれで有利な課税方式を選択できるということ

になって、公平性を確保する観点からも課税方式を所得税と住民税で一致させるといった内容の改正となっております。

続きまして、参考資料の③及び④の部分になります。議案書の資料ナンバーでいうと8、9です。こちらが扶養親族等申告書の提出の際に、配偶者などで退職手当等の所得があった場合の方、その方の氏名を記載するための改正となっております。これは住民税においても被扶養者の所得に退職手当等の所得は含まれないことから、より正確に把握し、正しい課税を行えるようにするための改正ということになっておりますので、お願いします。

続きまして、参考資料の⑤、議案書の資料ナンバー12の部分になります。附則第6条の3の2第1項に係る部分ですけれども、こちらが住宅ローン控除の期限延長に伴う改正となっております。基本的に住宅ローン控除は所得税に係るものではありますがけれども、控除額が所得税額を上回っている場合、翌年の住民税からも控除を受けることができますので、それに係る期限延長をする内容となっております。

最後に、参考資料の⑥、資料ナンバーで17になりますけれども、こちらが固定資産税の地価上昇に伴う激変緩和措置に関する改正でありまして、地価が急激に上昇した場合の固定資産税の上昇幅を、令和4年度に限り5%から2.5%に抑えるという内容の改正になるわけですけれども、残念ながら当町に該当する箇所はございませんので、適用されることはないかと思えます。

その他の部分につきましては、改正に伴う条ずれ、あるいは以前の改正に伴います文言の整理を行うための改正ですので、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明終わりました。

私から1つ確認していいですか。最初の説明の中で、税負担や町への負担はないというふうに説明したように聞こえたのですが、町民に対して税負担が増加するか、町の負担が増えるとかということはないという意味でしょうか。

町民課長（本間秀之君） そのとおりでございます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） だそうです。

質疑のある方。

7番（中野和美君） まず、1つ目の資料でいうとA4の横の資料、①番のところ「DV被害者等から」というふうなところがあるのですが、これは「等」となるとDVだけではなくて、パワハラ、セクハラ、ストーカー、モラハラも親族内であっても本人が申告した場合は大丈夫なのでしょうか。それとも、警察に届け出た方に限る

というような限定等あるのでしょうか、その辺を教えてください。

町民課長（本間秀之君） DV被害者等ということになります。パワハラとかセクハラというのが、なかなか法律で要支援者になるということはあるかないのかもしれないのですけれども、そういった意味で、基本的にはこういう支援者というのは町のほうに相談を受けていただいて、それについて例えば児童相談所であったり、警察とか、そういった法的なところに証明してもらうような形になりますので、そういうことができる方であれば支援の対象にはなるかと思えます。そうでなくて、取りあえず本人がそうなのだと言っても、それは証明がしようがない部分がございますので、お願いしたいと思えます。

7番（中野和美君） なかなか身内からのDVやパワハラ、セクハラ、モラハラというのは、そういうところに訴えにくいというのもありますので、その辺なかなか難しいところではあるのですけれども、対応のほうを少し考えていただきたいなと思えます。それぐらいしか今はできないのでしょうか。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 意見でしょうか。

7番（中野和美君） 答弁もらえれば一番いいけれども。

町民課長（本間秀之君） 公的支援をする必要となりますので、相談してもらわないと、なかなか家の中までのぞきに行くわけにもいかないですし、ある程度本人からの申出がない部分は、あなたはDV受けていますかみたいな話にはならないのかなと思うのですけれども、どういったところに相談していただいても、それは最終的に町のほうに回ってくるような形になっていけば、例えばほかのところに先に、警察に相談に行ったとか、そういったNPO的なところに相談に行ったとか、という場合でも、それが最終的に町のほうに回ってくるということになれば、それはそれで支援の対象ということになりますので、その辺はそういうふうに考えていただければと思えます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 中野委員、この件は税条例のことについてなので、DVとかの認定についてではないので、これはあくまでも交付や閲覧の手数料はもらわないようにするというような税条例のことについてなので、税条例についての質問をしてください。DVの判断基準についてのことではないと思われますので。

7番（中野和美君） というのは、そういうパワハラやセクハラやモラハラに遭っている場合でも、知人の本人の住所とかではなく、知人や支援団体や、そういうところの住所を記載したいという、本人から希望が出れば、それは大丈夫なのだという町の対応を私は伺いたいのですが。



町民課長（本間秀之君） 先ほどから申し上げているとおり、正式に支援対象として認定された方ということに限定されますので、お願いします。

7番（中野和美君） では、その認定というのは、支援団体や警察が認定しなければ駄目なのでしょうか。町が認定するという権限は特になのでしょうか。

町民課長（本間秀之君） 最終的には町が支援を決定します。そのときに支援団体とか警察とかの意見を聴取します。ですので、少なくともどこかしらのところに相談に行っていない方について、支援の対象にはならないというふうに考えていただければいいかと思います。

7番（中野和美君） そうすると、なかなかDV被害なりを受けた方を完全には守り切れないのかなというところを感じています。もしだったら、支援団体等の窓口の紹介などもしていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかに質疑ありますか。

ないようなので、承認第5号の質疑を終わります。

では、次に承認第6号の説明をお願いします。

町民課長（本間秀之君） 続きまして、承認第6号になります。議案書のほう、16ページ、田上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、専決処分を行ったものでございます。こちら先ほどの税条例と同様、地方税法の改正が令和4年3月31日に公布されたことに伴って、専決処分をさせていただいたものとなりますので、お願いします。

今回の国民健康保険税条例の改正点については、課税限度額の引上げということになりまして、これにより高所得者に、より多くの負担をいただいて、中間所得者層の負担を軽くするための改正ということになっております。内容といたしましては、医療分での限度額が現行の63万円から65万円と2万円。それから、後期高齢者の支援分が19万円から20万円で、1万円の引上げということになっておりまして、介護納付金分につきましては、今回は据置きということになっております。全体としては、国民健康保険税の賦課限度額は、現行99万円から102万円ということになりますので、お願いします。

なお、今回の改正により限度額に達した世帯については、今年度国保税の本算定を行った結果、医療分で5世帯、支援分で10世帯ということになりまして、昨年度と比較しまして医療分は3世帯の増、それから、支援分に関しましては4世帯の減ということになりました。医療分が増になった要因といたしましては、昨年度、一時的に所得が増えた世帯があったことによるものでありますので、お願いします。

それでは、議案書の資料ナンバー20をお開きください。資料ナンバーの20の第3条及び第13条になりますけれども、今ほど申し上げた課税限度額の引上げに伴う改正となっております、医療分で63万円を65万円。それから、後期支援分を19万円から20万円に引き上げる内容の改正となっております。

それから、続いて資料ナンバーの21のほうを御覧ください。資料ナンバー21につきましては、附則の中の字句の修正に伴う改正ということになっておりますので、お願いいたします。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

先ほど5世帯、10世帯と言っていましたけれども、事前に聞いていたとき3世帯、16世帯とここにメモ書きしてあったけれども、これ何だったのか。

町民課長（本間秀之君） 事前に話ししていたのは、前年度の実績から勘案した場合の数値で、今年度は既にもう本算定が終わりまして、今年度分の数値が出ましたので、こちらのほうで報告させていただきました。

社会文教常任委員長（池井 豊君） もう一回。医療分が5世帯。

町民課長（本間秀之君） 医療分で5世帯、支援分で10世帯です。お願いします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） では、ほかに質疑ありませんか。

ないようなので、承認第6号の質疑を終わります。

続いて、承認第7号の説明をお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） 議案書の29ページをお願いいたします。29ページ、歳出の4款1項5目新型コロナウイルス対策費でございますが、6,029万5,000円の減額をお願いするものであります。説明欄等をお願いいたします。中小・小規模企業対策事業費6,029万5,000円の減額につきましては、令和3年度において県から依頼されました新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を行うため、県の配分に基づき補正予算を計上し、事業を行ってまいりました。このたび1月21日から2月13日までの24日間分の事業費が確定し、県からの補助金が大きく減額となることから、歳出予算につきましても不用額について3月31日付けで専決処分とさせていただいたものであります。参考までに、支給を行った飲食店は当初58件見ておりましたが、実際は21件、支援額の総額は2,001万6,000円ということでございました。

説明は以上であります。

保健福祉課長（田中國明君） 議案書の24ページをお願いしたいと思います。第2表、

繰越明許費補正でございます。今般、令和3年度から令和4年度で事業を完了しなかった子育て世帯への臨時特別給付金事業について、600万円の繰越しをさせていただいたものであります。

なお、この内容につきましては、議会初日の報告の中で町長のほうから報告があった案件になりますので、よろしくお願ひいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、議案書32ページのほうをお願いいたします。10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費247万6,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。埋蔵文化財発掘調査事業ということで、田上郷横場地区の圃場整備に伴う埋文の調査費になりますが、交付決定及び事業費確定に伴う不用額の減額ということでお願ひしたいと思ひます。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

この部分について質疑のある方。

質疑がありませんので、承認第7号について質疑を終了いたします。

続いて、承認第8号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について執行の説明を求めます。

産業振興課長（佐藤 正君） 議案書のほうは41ページお願ひいたします。41ページ、歳出でございます。4款1項5目新型コロナウイルス対策費ということで、989万7,000円の増額をお願いするものであります。こちらにつきましては、説明欄のほうをお願いいたします。まん延防止等重点措置の適用に係る飲食関連事業者等支援金事業ということであります。220万円の専決処分させていただいたものであります。こちらにつきましては、全員協議会におきまして、まん延防止等重点措置の適用に係ります拡大防止協力金の支給を受けていない町内の飲食店、それから、町内の飲食店または湯田上温泉旅館に対して直接、かつ継続して商品、サービスを提供している事業者の中で、令和4年1月から3月までの1か月において、前年同月比で10%以上減少している事業者に上限10万円を支給するものであり、専決処分をさせていただいたものであります。

それから、その下でございますが、指定管理者支援事業ということで、769万7,000円の増額の専決処分をさせていただいたものであります。こちらにつきましてもコロナ禍の中、事業継続が厳しい指定管理者に対しまして、昨年度に引き続き業務継続のため、椿寿荘、湯っ多里館、YOU・遊ランド、羽生田野球場の4施設

について支援を行うものであります。これは、各施設指定管理料の10%相当額を支援するというものでございます。それから、併せて椿寿荘、YOU・遊ランド、湯っ多里館の施設利用を促すため、町民に対し施設利用券を1世帯につき4枚配布するための事務費、印刷製本費等、指定管理者支援金を専決処分させていただいたものであります。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

7番（中野和美君） 細かいことですが、確認させてください。

41ページの指定管理者支援事業の中の施設利用券なのですが、これ「きずな」の中に入っていたと思うのですが、それ以外に、「きずな」の券を持っていて何かと交換するという印刷費が別にかかっているのでしょうか、教えてください。

産業振興課長（佐藤 正君） この印刷製本費というのは、今ほど議員お話しのように、「きずな」の印刷に必要な印刷製本費を予算計上させていただいたということでございます。実際のところ2万円弱ぐらいの支出になりましたので、それのみでございます。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） いいでしょうか。

ないようなので、承認第8号の質疑を終わります。

では、続いて承認第9号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について説明をお願いします。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、議案書の51ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、5目新型コロナウイルス対策費ということで、652万3,000円の増額をお願いするものでございます。右側の説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。まず、1つ目、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業52万3,000円でございますが、これにつきましては令和3年度と、それから令和4年度の情報を相互にチェックして、それらの方々に対する重複納付とならないようなシステム上管理をする必要があるということで、今回52万3,000円をかけましてシステム改修を行うという内容でございます。

それから、その下の黒いひし形になりますが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業ということでございます。これにつきましては、議員の皆様方には大変恐縮でしたが、令和4年5月26日発出の低所得の子育て世帯に

対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る専決処分についてお願いということで、文書によりお願いをさせていただいた内容でございます。これにつきましては、国のほうが至急取り組んでくれというようなことで、そのような形で対応させていただいた内容でございます。そこに対する事業費としては600万円の事業費がかかってまいりまして、一番大きいのが52ページの18節負担金補助及び交付金で、ここに500万円の計上をさせていただいているところでございます。内容といたしましては、まずは児童手当を受給し、令和4年度住民税均等割が非課税の方が養育する子ということで、これについてはプッシュ型ということで、もう申請書を送ってございます。そこが約80人分ということで、80人の5万円で400万円、それから、今度はもう一つ要件がありまして、児童手当を受給していない方、高校生等、そういう方々で令和4年度住民税均等割が非課税の方が養育する子ということで、これについては20人分の100万円ということで、ここは申請型ということになっておりまして、それらの事業に要する経費ということでございます。

それから、6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費の関係であります。40万9,000円を増額させていただく内容でございます。これにつきましては、第4回目のワクチン接種を開始せよという国の通知に基づきまして必要な関連経費、4回目の接種に必要な準備経費を増額補正、専決させていただいたという内容でございます。ここについては、人数としては4,900人を対象として、その準備経費ということで補正させていただいた内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

私の説明は以上で終わります。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 議案書をおはぐりいただきまして、53ページをお願いいたします。10款教育費、5項保健体育費、3目体育施設費55万円の追加をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。体育施設その他事業ということで修繕料になりますが、先の全員協議会でもお話しさせていただきましたけれども、町民体育館の屋内消火栓の漏水修理ということで、それに係る経費を専決ということでお願いしたものでございます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について説明をお願いします。

会計管理者（本間秀之君） それでは、議案書の68ページをお開きください。2款総務

費、1項総務管理費、6目会計管理費になります。補正額といたしまして、1万2,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。会計管理費1万2,000円で、共済費として4,000円の増額、こちらは会計年度任用職員の雇用保険料率の改定により不足が見込まれるため、4,000円の増額をお願いするものでございます。

1ページをおはぐり願います。69ページになります。8節旅費です。こちら費用弁償ですけれども、8,000円の増額をお願いするものになります。こちらのほうは、当初予算作成時に予定していた会計任用職員が3月末で退職することになり、急遽別の会計年度任用職員を採用したことに伴いまして、通勤手当が増になったことに伴う補正となりますので、お願いいたします。

町民課長（本間秀之君） 続きまして、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費になります。こちらのほう、税務総務事業といたしまして、補正額862万8,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。税務総務事業で862万8,000円の減額ということですが、こちら給料及び職員手当等、それから共済費ということで、4月1日付けの人事異動に伴い1名減となりましたので、そのための減額補正ということでお願いいたします。

その下になりますけれども、2目賦課徴収費4万8,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。固定資産適正課税事業ということで、委託料、更正図整備業務委託料ということで、4万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらのほうですけれども、当初予算の作成時に300筆分の修正を計上していたのですけれども、4月に湯川地区でバイパス関連の表示登記が多数発生したことに伴いまして、今年度通常分の修正に不足が見込まれるため、150筆分を追加をお願いしたいものでございます。

続きまして、70ページのほうをお願いいたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費になります。こちらのほう30万5,000円の増額をお願いするものでございまして、説明欄のほうをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費として給料及び職員手当等ということで、4月1日付けの人事異動に伴う減額補正となっておりますので、人員の増減についてはございませんでしたので、お願いいたします。

説明を代わります。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、議案書の71ページを御覧いただきたいと思っております。下段のほうになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費

でございます。今回348万9,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、今ほどの町民課と同じように定期の人事異動によりまして、保健福祉課につきましては、職員が1名増員されたことによりまして関係経費の増をお願いする内容でございます。

続きまして、2目老人福祉費の関係でございます。52万円の増額をお願いする内容であります。ここの内容といたしましては、繰出金ということで、介護保険特別会計繰出金に充てるために、今回52万円の増額をお願いするのですが、内容といたしましては、介護保険特別会計のほうで詳細に説明をさせていただきたいと思っております。

それから、72ページに行きまして、3目障害者福祉費の関係でございます。今回254万3,000円の増額をお願いするものでありまして、説明欄のほうをお願いいたします。まず、1点目が委託料ということ、2つとも委託料なのでありますが、委託料ということで、相談支援事業委託料ということで、231万4,000円です。これにつきましては、過日5月19日の全協で議会の皆様方のほうにご説明をさせていただいたとおり、非常に相談件数が増えてきたという現状に鑑みまして職員を1名増員をしたという内容で、その不足分について今般増額をさせていただきたいという内容でございます。

それから、その下の電算業務委託料ということで、22万9,000円でございますが、これにつきましては、令和5年度から本格的な運用が開始されます障害者福祉サービスデータベースというのが構築されることになっておりまして、それらの障害者自立支援給付支払等システムというものが出来上がるようなのですが、そのインターフェースが若干変わるので、そこを修正をしなければならぬという委託料が発生しましたので、それら関連の経費を計上をさせていただいているところでございます。

それから、5目老人福祉施設費の関係であります。1万2,000円の増額をお願いするものでございまして、内容といたしましては、今般雇用保険料率の見直しが行なわれたということで、老人福祉センターの管理人、それから心起園の管理人の雇用保険料に若干不足が生じるということで、今般それぞれ増額をさせていただくという内容でございますので、よろしく願いをいたします。

私の説明は以上です。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。71万1,000円の減額をお願いするものでございます。

説明欄のほうをお願いいたします。児童福祉総務事業ということで、2節給料、3節職員手当等、ページをおはぐりいただきまして、73ページの上段、4節共済費までにつきましては、この春の人事異動に伴う減額によるものでございます。それと、18節負担金補助及び交付金128万円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、令和3年度にも補正をお願いいたしましたけれども、国の補正で保育士、それから幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続される取り組みに対し、人件費で10分の10を国から補助金で受け、事業所等に補助するものでありまして、今般ここに計上しておりますものは、田上いずみルーテル幼稚園、また同幼稚園のつくしルームに係る4月から9月分までの半年分の経費ということになってございます。

その下になります。児童福祉総務費その他事業19万4,000円の増額をお願いするものでございますけれども、こちらにつきましては臨時職員の保険料率の変更によるものでございます。

続いて、2目児童運営費56万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。幼稚園運営事業としまして、10節需用費、修繕料になりますが、空調の関係の故障とボイラーの関係の修理が必要になったということで、空調につきましては高圧センサー、それからスターター交換、それとボイラーにつきましては漏水の修理ということでお願いしたいと思っております。

その下になります。子育て支援センター運営事業としまして6,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましても保険料率の変更ということでお願いするものでございます。

説明を代わります。

保健福祉課長（田中国明君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でありますけれども、こちらにつきましては188万円の増額をお願いするものであります。内容といたしましては、先ほど来申し上げておりますとおり、定期の人事異動に伴う増額でございまして、この増額は人数的には変わりはないのですが、係長と主査の入れ替わりによりまして、人的差額によりまして増額が大きくなっていくという状況でございまして、よろしくお願いをいたします。

あと、74ページのほうに行きまして、その他事業のところ国保の繰出金の関係が90万円ありますが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一般会計からの繰り出しという内容でございまして、詳細については後ほど国保の特別会計の中で説明があると思っておりますので、よろしくお願いをいたします。



76ページ、6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費でありまして、補正額1,513万7,000円ということをお願いしたいものでございます。ここの部分につきましては、先ほど連合審査会の中で小野澤議員のほうから指摘をいただいております部分に十分注意しながら、執行管理をしっかり私ども管理監督職のほうでもチェックをしながら進めていきまして、先回のようなことがないように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。内容といたしましては、4回目のワクチン接種に係る関連経費ということで、これについては9月分まででございます。約4,900人分を今回また追加で計上をさせていただいたという内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

説明のほうを代わります。

教育委員会事務局長（時田雅之君） ページをおはぐりいただきまして、79ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費132万6,000円の追加をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。こちら2節、3節、4節ということで、この春の人事異動による増額をお願いするものでございます。

続いて、3目教育振興費228万4,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。まず、教育振興費ということで、118万8,000円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては1節報償費、それから4節共済費、8節旅費、これら全てICT支援員の雇用に係る経費となっております。学校のほうに、今タブレットのほうを授業でいろいろ活用させていただいておりますが、教師のほうが授業の準備を行う場合に、なかなか教師だけでは準備ができない、それから、年度や学期の変わり目などにおきましてもタブレットの操作が必要になるということで、教師の支援ということで、今般ICT支援員の雇用をお願いしたいということで計上させていただいたものでございます。人数は1名です。1名で3校を回りまして、時給900円ということでICT支援員のほうを活用したいということで、補正のほうをお願いしたいと思います。

ページ移っていただきまして、80ページになりますが、教育振興費その他事業ということで、こちら需用費、修繕料になります。スクールバスの修理代ということで、109万6,000円の追加をお願いするものでございます。燃料噴射装置、それから、ヒーターユニット等の故障によるもので、こちら修理経費の増額をお願いしたいものでございます。

続いて、2項小学校費、1目学校管理費107万4,000円の追加をお願いするもので

ございますが、説明欄のほうをお願いいたします。まず、田上小学校管理費ということで4節共済費、こちらにつきましては、管理員の雇用保険料の料率変更による増額でございます。

続いて、羽生田小学校整備事業ということで、17節備品購入費7万9,000円の追加をお願いするものでございますが、こちら図書室のレーザープリンターの故障によりまして、入替えに伴う経費の増額をお願いするものでございます。

それから、羽生田小学校その他事業99万円の追加をお願いするものでございますが、こちらは学校の浄化槽のプロアーの故障によるものでございまして、こちらの修繕費の増額をお願いするものでございます。

続いて、2目教育振興費4万円の追加をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。田上小学校特別支援教育推進事業ということで、4節共済費、ページをおはぐりいただいて、81ページのほうをお願いしたいと思います。雇用保険料の増額になりますが、こちら特別支援の支援員6名分の保険料率が変わったということで増額をお願いするものでございます。

それから、羽生田小学校特別支援教育推進事業、こちら4節共済費になりますが、1万6,000円の追加をお願いするものでございまして、田上小学校同様、支援員4名分の保険料率の変更に伴う増額をお願いするものでございます。

それから、3項中学校費、1目学校管理費351万6,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。田上中学校管理費としまして4節共済費、こちら管理員の雇用保険料の料率変更によるもので5,000円の増額をお願いするものでございます。11節役務費35万2,000円の増額をお願いするものにつきましては、学校敷地内の枯れ木の伐採処分の手数料ということでお願いするものでございます。こちら2本分であります。

それから、田上中学校その他事業としまして、315万9,000円の増額をお願いするものでございます。こちら修繕費となつてございまして、今までいろいろご意見いただきましたプールのろ過器、それが270万8,000円。それから、体育館の放送設備が一部故障しまして、デジタルマルチプロセッサというのですが、こちらの修繕料で45万1,000円の追加をお願いするものでございます。

それから、2目教育振興費4万8,000円の追加をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。田上中学校特別支援教育推進事業ということで、4節共済費につきましては両小学校同様、支援員4名分の料率変更による増額で1万6,000円。それから、8節旅費、費用弁償で3万2,000円の増額をお願いするもの

につきましては、支援員1名、昨年度より増えておりますが、その方に対する通勤手当の増額ということでお願いするものでございます。

ページ移りまして、82ページのほうをお願いいたします。4項社会教育費、1目社会教育総務費53万1,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。生涯学習事業としまして、223万9,000円の減額をお願いするものにつきましては、こちら春の人事異動に伴う減額ということになってございます。

それから、社会教育事業としまして170万円の追加をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、生涯学習系の職員が春先に1名退職いたしました。その関係によりまして、臨時職員の雇用ということで1節報酬、4節共済費、8節旅費、こちらは通勤手当になりますが、それら人件費ということで170万円の追加をお願いするものでございます。6月から採用をしております。

それと、学童保育事業としまして8,000円の追加をお願いするものでございますけれども、こちらは学童保育の支援員2名分の雇用保険料率の変更に伴うものでございます。

ページをおはぐりいただきまして、83ページをお願いいたします。4項社会教育費、2目公民館費、1万円の追加をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。公民館事業費、それからその下、交流会館施設管理事業、ともに臨時職員分の雇用保険料の料率変更によるもので、それぞれ6,000円の追加と4,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、4目コミュニティセンター事業費6,000円の追加をお願いするものでございますが、説明欄のほうをお願いいたします。こちらにつきましても先ほどと同様、コミュニティセンターの管理人2名分の雇用保険料の増額をお願いするものでございます。

続いて、5目地域学習センター費1万1,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。こちらも同様になりますが、地域学習センターの管理人2名分の雇用保険料の増額をお願いするものでございます。

続いて、5項保健体育費、4目学校給食施設費、8万1,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。学校給食施設費ということで、1節報酬22万6,000円の追加をお願いするものにつきましては、こちら臨時の調理員5名分の処遇改善の単価アップということで、これは町単独の経費になりますが、22万6,000円の追加をお願いするものでございます。それから、3節職員

手当等17万5,000円の減額につきましては、職員1名分の扶養の状況が変わったということで、扶養手当18万円、期末手当3万6,000円、それぞれ減額のほうをさせていただいております。それから、会計年度任用職員期末手当として4万1,000円の増額ということになってございます。84ページに移っております。最後になりますが、4節共済費ということで3万円の追加をお願いするものでございますが、こちら職員の共済組合負担金8,000円の減額分と、調理員5名分の雇用保険料の料率変更としまして3万8,000円の追加をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

7番（中野和美君） 教育委員会のほうで2点ほどございます。79ページのICT支援員報酬のことですけれども、1人で3校を支援してくださることなのですが、時給900円でそういった支援員、今までのスクールサポーターのところから少しは収入が増えたのかな。それとも、大きく収入が変わっているか、変わっていないのか、その辺心配だったのでお聞かせいただきたいのと。あともう一つ、83ページの調理員の処遇改善、単価アップということなのですが、どの程度処遇改善できたのか教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） では、議案書79ページの教育振興費、ICT支援員の関係になりますけれども、こちらは学校のスクールサポートスタッフという学校現場でお勤めいただいている方がいらっしゃるのですが、その中のお一人が非常にIT機器の操作にたけているということで、その方を今回ICT支援員のほうに移行していただいて、学校のパソコン操作のお手伝いをしてもらおうと思っております。それで、スクールサポートスタッフにつきましては、1日4時間勤務ということになってございますが、今般ICT支援員にご勤務いただくということで、こちらのほうは7.75時間の勤務ということになってございます。その方につきましては、当然収入のほうはそれだけ増えるような形になってございます。

それから、議案書84ページの学校給食費の処遇改善の関係になりますけれども、こちらにつきましては、増額分としまして一月当たり4,100円ということで見込んでおります。

以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかに質疑ありませんか。

ないようなので、質疑を打ち切ります。

午後12時になりますが、議事を進行いたします。

続いて、議案第31号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての説明をお願いします。

町民課長（本間秀之君） それでは、議案書のほう、104ページをお開き願います。議案第31号、令和4年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。こちらのほうですけれども、今回の補正に関しまして、令和4年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症に伴う減収対策ということで国民健康保険税の分納が実施されることになっておりまして、国の財政支援もありますので、歳入予算の組替えを実施するものでありまして、予算総額に変更はありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、説明のほうは議案書107ページをお開きください。歳入になります。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税ということで、補正額として150万円の減額をお願いするものでございます。内容といたしまして、説明欄のほう、医療給付費分現年度課税分といたしまして96万円、支援金分現年度課税分といたしまして41万円、介護納付金分現年度課税分といたしまして13万円、それぞれ減額するものでございます。現段階で新型コロナウイルス感染症に伴う減収の申請がどの程度されるかというのが不明確でございますので、今回の減免に関しましては、昨年同様8件の申請がされるという見込みでの予算計上ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、中段のほうですけれども、3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金ということで、60万円の増額をお願いするものでございまして、こちらのほうが説明欄、特別交付金ということで、60万円ということになりますけれども、冒頭でもお話し申し上げましたけれども、今回の減免を実施するに当たり、国費からの財源補填が特別交付金という形で実施されるものでありまして、昨年度は全額国費で補填されましたけれども、今年度におきましては、現時点で10分の4が補填されるということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一番下の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金ということで、説明欄のその他一般会計繰入金で90万円の増額をお願いいたすものでございます。こちらのほうですけれども、減免に伴う減収の国庫による補填の残額分を一般会計のほうから補填していただくということで、繰入れを実施させていただくものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、制度の住民向けの周知に関しましては、本来なら議決後周知すべきところ

ではございますけれども、7月15日から受付を開始する関係上、本日発行の「きずな」において周知させていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方、ご発言をお願いします。

ないようなので、議案第31号の質疑を終わります。

続きまして、議案第32号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての説明をお願いします。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、議案第32号、令和4年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

議案書108ページになります。歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億2,623万5,000円とする内容でございます。

それでは、議案書113ページを御覧いただきたいと思います。まず、2款保険料の関係になりますが、1節、2節、特別徴収と普通徴収ありますが、今回67万円の減額をさせていただきたいという内容であります。新型コロナウイルス感染症の影響によります保険料の減免分ということで、これについては令和3年度の実績に基づきまして、令和4年度の減免見込額を67万円とさせていただいたところでありまして、特徴、普徴それぞれ46万8,000円、20万2,000円の減額をお願いするという内容でございます。

それから、その下、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金ですが、今回26万8,000円の増額をお願いする内容でございます。これにつきましては保険料減免に伴う特別調整交付金ということで、今ほど説明申し上げました保険料で67万円を減額しました10分の4が26万8,000円ということで、特別調整交付金として財源措置されるという内容でございます。

それから、6目介護保険事業費補助金の関係であります。これにつきましては、11万7,000円の追加をお願いするものでございます。内容といたしましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業ということで、令和4年度の10月、報酬改定がなされる予定でありまして、新たに介護の処遇の改善等の新しい加算ができるというようなことで伺っているところであります。これらのサービスコードを新たに追加する必要があるため、システム改修をさせていただきたいということであります。それに対する補助金が11万7,000円ということでございます。

それから、7款繰入金、5目その他一般会計繰入金52万円の増額をお願いするも

のでございまして、これにつきましては、先ほど来話をしております保険料減免に関する一般会計からの繰り出しが40万2,000円。それから、先ほど説明しました介護報酬改定等に伴うシステム改修の繰り出しが11万8,000円ということで、52万円の増額ということになっております。

なお、町長からは、一般会計でぜひ支援をしていくべきだというふうなことで、今回一般会計から繰り出しをしていただけるということでもありますので、よろしくお願いをいたします。

それから、114ページ、歳出のほうであります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ということで、23万5,000円の増額をお願いするものでございまして、内容といたしましては先ほど来歳入で説明しておりますとおり、介護報酬改定がこの令和4年10月にあるので、その関係の電算業務委託料23万5,000円を増額させていただくという内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうの説明は以上で終わります。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方、お願いします。

しばらくにしてないようなので、質疑を打ち切ります。

それでは、これより順次、討論及び採決を行います。

最初に、承認第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより承認第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、承認第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は

原案のとおり決定いたしました。

次に、承認第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、承認第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、承認第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第29号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

社会文教常任副委員長(小野澤健一君) 私は、先ほどの連合審査会で申し上げたとおり、事業所支援の中で本当に努力をしている、そういった事業所が救われない制度設計になっておるということ、それから田上町が中小零細が多い、そういう中において、あえて10万円というくくりの中でふるいにかけて支援をしていこうとする町の考え方、これについては賛同しかねます。ただし、ほかの個人の原油高における支給の分であるとか、その他農業の支援の問題があります。そういったものを急ぐ必要があるということで、苦渋の中で賛成はいたしますけれども、事業所については一言そういう形で私は申し述べたいというふうに思っております。

以上です。



社会文教常任委員長（池井 豊君） 賛成であるが、注文をつけた討論ということでもろしいですね。

社会文教常任副委員長（小野澤健一君） そうです。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかにありませんか。

議案第29号について、しばらくにしてご意見もありませんので、採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第31号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第32号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

議案第32号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。ご苦労さまでした。

---

午後零時 11分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年7月8日

社会文教常任委員長 池 井 豊